

※ 本公募要領は平成24年度予算原案に基づいて行われるものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更がありうることに御留意ください。

## 食と地域の交流促進対策交付金公募要領 (都市農業振興整備対策)

### 1 はじめに

都市農業は、新鮮な農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、農業体験・交流活動の場、災害時の防災空間、心やすらぐ緑地空間、国土・環境の保全、都市住民の農業への理解の醸成など多様な役割を果たしています。

このような都市農業の機能や効果を十分発揮するためには、都市農地の保全や都市農業の振興を図る必要があります。国は簡易な基盤整備や市民農園の整備の多様な取組に対し交付金を直接交付することとします。

支援の対象となる団体、要件及び応募の手続きについては、この要領を御覧の上、必要な提出書類を下記の公募期間内に御提出願います。

公募期間：平成24年3月23日（金）から平成24年5月7日（月）まで

### 2 事業内容

(1) 公募する内容は、持続的な営農展開等に必要な簡易な基盤整備、簡易な施設整備、市民農園等の整備等に対する取組を支援します。

対象となる施設等については、別紙1を参照してください。

次のような取組についても本交付金の目的の範囲内において支援の対象となります。

- ・屋上や河川敷等都市空閑地を活用した農園整備
- ・太陽光発電等自然再生エネルギーを活用した農園整備
- ・防災協力農地の利活用のための農園整備 等

(2) 事業実施期間は、交付金の交付決定の日から平成25年3月31日を想定しています。

また、年度内の竣工が条件となりますので、このことを御留意の上、応募願います。

(3) 事業対象地域は、都市計画区域に指定されている市町村であって、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）が定められている市町村等（線引き都市計画区域）を対象とします。ただし、市民農園等の整備にあっては、区域区分の定めのないいわゆる非線引き都市計画区域も対象となります。

なお、いずれの都市計画区域内であっても農用地区域は対象とはなりません。

### 3 応募方法

(1) 応募に必要な書類は、以下のとおりです。

- ① 食と地域の交流促進対策交付金事業実施提案書（都市農業振興整備対策）（以下「提案書」という。）

提案書の様式を農林水産省ホームページからダウンロードし、様式に従って作成してください（[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kouryu\\_koufukin.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kouryu_koufukin.html)）。

提案書には、体制や目標、施設の整備内容等事業の具体的な計画について記入してください。

なお、事業の目標として設定する指標については、別紙2を参考にし、適正に設定してください。

## ② 申請者の組織や活動内容を示す資料〔①の提案書に添付〕

ア 設立趣意書又は定款、寄附行為、規約等

イ 申請者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）

エ 役員、職員名簿、組織図等

オ 連携する団体（又は協議会を構成する団体）の概要が分かる資料

カ 整備予定地の現状写真、計画地区位置図、計画施設平面図等の図面

キ 施設等の規模決定根拠資料、事業費の積算資料

ク 資金調達及び償還計画書、施設等の収支見通し等

ケ 施設等の維持管理計画（又は管理運営規定）

コ 費用対効果分析表

市町村等が事業実施主体となる場合には、上記ア～エは必要ありません。

必要に応じて整備内容についての補足説明用の資料を提出することが可能です。

また、事業実施に当たり行政庁の許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされていること又はこれらの処分がされる見込みがあることを証する書類を添付するか若しくは提案書に記載願います。

申請者及び団体に参加する構成員又は参加する見込みの構成員が、過去1年間に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条の規定により交付決定の取消を受けた事実があるときは、取消を受けた時期、取消を受けた事実内容を提案書に記載してください。

応募は、4の交付金の対象となる団体が団体単独又は連名でも提案書を提出することが可能です。ただし、連名で応募する場合には、当該提案書が採択された場合、9の交流促進計画提出までに4の(12)の地域住民の組織する団体（協議会）を組織していただく必要がありますので御留意ください。

また、団体の代表者として応募を行う個人が、別の団体の代表者以外の立場で参加することを妨げるものではありませんので御留意ください。

## (2) 申請書類の提出期限等

### ① 提出方法

15に定める問い合わせ先に持参又は郵送により御提出ください。

なお、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

また、提出された申請書類について、秘密保持には十分配慮することとし、審査以外には無断で使用いたしません。

② 提出期限

平成24年5月7日（月）17時まで

（郵送の場合は平成24年5月7日（月）（消印有効））

③ 提出に当たっての留意事項

（ア）申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象となりませんので、要領に基づき注意して作成願います。

（イ）申請書類を作成後、末尾に添付しています自己チェックリストによるチェックを行い、提案書と併せて提出してください。

（ウ）提出部数は1部です。申請書類の作成及び提出に要する一切の費用は応募者の負担とします。

（エ）提出後の申請書類については、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。

（オ）申請書類は、提案書及び添付書類一式を封筒に入れ提出してください。

#### 4 交付金の交付の対象となる団体について

本交付金を実施することのできる団体は以下のとおりです。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会
- (2) 森林組合、森林組合連合会、生産森林組合
- (3) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合
- (4) 全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会
- (5) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (6) 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）（ただし、構成員に3戸以上の農家を含み、かつ、当該農家が議決権の過半を占める等当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められる法人とする。）
- (7) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2項に規定する法人をいう。）
- (8) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人
- (9) 土地改良区、土地改良事業団体連合会
- (10) 地方公共団体等が出資する団体（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその施策活動を実質的に支配することができるものと認められる法人又は（8）に掲げる特例民法法人のうち年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人を除く。）
- (11) 商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会
- (12) 地域住民の組織する団体（当該事業の事業実施計画や事業実施手続について、適正かつ効率的に行うことができるものとして、
  - ① 代表者の定めがあること、

② 会計処理、意思決定等の方法について規約類が整備されていること等の要件を満たしていること。)

(13) 市町村等

(14) 農村振興局長が特に必要と認める団体

## 5 交付金の対象となる経費

2の(1)の整備に必要な経費が交付金の対象になります。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される交付金の額は、申請書に記載された事業実施計画等の審査結果に基づき決定される場合があることを、あらかじめ御了知ください。

## 6 交付金の対象とならない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても交付金の対象にはならず、所要額に含めることが出来ません。

- (1) 既存の耕作道等の路線変更に要する用地取得等の経費以外の不動産取得に係る経費
- (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 交付金の交付決定前に支出される経費（実施要領第1の4に定める場合を除く）
- (4) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

## 7 交付金の額

交付金は、以下のとおりとします。

- (1) 都市部での農業振興又は都市農地の保全に必要な施設等の整備に必要な経費の2分の1相当額以内とします。
- (2) 1件当たりの交付金額に上限額は定められていませんが、予算額の範囲内で交付金を交付します。したがって、交付金額については、提案額より減額されることがあります。
- (3) 交付金額については、交付対象経費等の精査により交付金額を決定するため、提案額より減額されることがあります。

## 8 交付金交付候補者の選定

### (1) 審査方法

提出された提案書については、担当課等において書類確認等を行った後、選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補者（以下「交付候補者」という。）を選定するものとします。

### (2) 審査ヒアリング

必要に応じて申請者から提案書の内容についてヒアリングすることがあります。

ヒアリングを行う場合は、事前に申請者に御連絡致します。

## 9 選定及び交流促進計画の承認

### (1) 提案書の選定

提案書の選定については、審査委員会を設置し、以下のような観点から提案書の審査を行い、予算の範囲内で地方農政局長等（申請者の主たる事務所が北海道に所在する場合は農村振興局長、申請者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の場合にあつては地方農政局長。以下同じ）において決定しますが、審査委員会の議事、審査内容については非公開とします。

なお、交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

#### ① 必須要件

事業実施要綱等に定める採択要件及び実施基準等を満たしていること。

#### ② 審査項目

##### ア 事業目的の妥当性

- ・都市農地等の保全・活用又は都市農業として生産の振興が図られる施設等か。
- ・都市農業の生産の振興以外の多様な役割を推進する取組であるか。
- ・都市農業に対する都市住民の理解の醸成が図られる取組であるか。

##### イ 事業目標の妥当性

- ・事業目標は事業目的に合致し事業内容との整合性はとれているか。
- ・設定した事業目標は実現可能か。

##### ウ 事業計画の妥当性

- ・施設等の規模は妥当か。
- ・事業費の積算は適正か。
- ・事業実施期間内に竣工する見込みはあるか。

##### エ 事業費負担の見通し

- ・事業実施主体の負担について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか（借入れ、起債、制度資金等の活用を含む。）。

##### オ 事業効果の妥当性

- ・事業効果は利用計画に基づいた妥当な内容となっているか。
- ・費用対効果が1.0以上であるか。

##### カ 適正な施設等の管理

- ・事業完了後の施設等の管理が適正に行われる見込みがあるか。

### (2) 審査結果の通知

申請された提案書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を申請者あてにお送りしますが、交付候補者については、農林水産省のホームページ等で公表します。

なお、提案書選定の際、「交流促進計画承認申請時までには協議会を設立すること」などといった条件を付すことがあります。

審査結果の通知については、交付候補者に対し交付金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、交付金の交付には、別途、必要な手続きを経て正式

に決定されることとなります。

(3) 事業計画承認及び交付決定に必要な手続等

交付候補者は、実施要綱第5の1の規定及び実施要領別記2の第1の(1)の規定に基づき、提案書の選定後1か月以内に交流促進計画を地方農政局長等に提出していただきますが、内容、対象経費の精査等のため、ヒアリングを行うことがあります。

(4) 交流促進計画の変更について

事業実施主体は、以下に該当する場合については、実施要領別記2の第1の2の規定に基づき、地方農政局長等に交流促進計画を提出し、その承認を受ける必要があります。

- ① 事業費の3割を超える増減
- ② 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- ③ 事業の廃止

## 10 交付金の支払手続

(1) 地方農政局長等は受理した交流促進計画を審査し、承認したときは、申請者に対して交付金割当通知を送付し、事業に割当される交付金の額をお知らせします。

事業実施主体は、割当された額を踏まえ、「食と地域の交流促進対策交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2359号農林水産事務次官依命通知。（以下「交付要綱」という。）第5の1の規定に基づき交付金交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出してください。

事業実施主体は、交付金交付申請書提出後、地方農政局長等から発出される交付金の交付決定通知の送付後に、交付金の対象となる事業を開始することができます。（交付決定より前に発生（発注、納品、検収、代金の支払）した経費や年度終了後に発生した経費は、交付金の対象になりません。）

また、交付決定内容に変更が生じた場合、交付要綱第10の1に基づき、変更等承認申請をしていただくことがあります。

(2) 本交付金の支払方法は事業終了後の精算払を原則とします。支払に関する手続は以下のとおりです。

事業実施主体は、交付要綱第15の1の規定に基づき、事業が完了したときは、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い期日までに、領収書等の写しを添付して、交付要綱に定める実績報告書を作成し地方農政局長等に提出してください。提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知の送付により交付金が支払われます。

## 11 重複申請の留意事項

他の事業との重複申請を行う場合には、その旨提案書に記載願います。

## 12 事業実施に当たっての留意事項

(1) 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業の進行管理、事業の実施評価等、事業

推進全般を行うものとし、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書及び報告書の提出等、適時適切に行ってください。

(2) 交付金の経理について

交付金の交付に当たってはどのような目的で、いつ、いくら支出されたか等について明らかにされる必要があります。

したがって、申請者のその他の活動に係る経理と明確に区分された、交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類又は関係資料を整理し、一定期間整備保管しておく必要があります。また、会計経理に当たっては、独立した口座を設ける必要があります。

(3) 補助事業の実施に当たり、人件費を補助対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき人件費を算定しなければなりません。

### 13 事業評価の留意事項

申請者が事業の評価を行い地方農政局長等に報告する必要があります。報告は目標年度（事業完了の翌年度）の翌年度5月末日までに所定の様式により行うこととなります。評価結果は地方農政局長等において事業の適正運営の検討や指導等のための資料とするとともに、第三者機関の所見を加えたうえで、農林水産省のホームページなどで公表します。

### 14 その他留意事項

応募に当たり、実施要綱及び実施要領を必ずお読みください。

本交付金は、補助金適正化法等の法令、実施要綱、実施要領等の通知に従って実施されるものです。これらに違反して事業を実施することはできませんので御注意願います。

(1) 事業で取得した財産の管理について

事業で取得した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の目的に従って、その効率的な運営を図らなければなりません。

(2) 交付金の返還について

交付決定以前に補助事業に着手するなど補助金適正化法に違反して交付金を使用した場合は交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求められますので御注意願います。

(3) 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどした場合は懲役、罰金の刑が科せられますので御注意願います。

事業の実施に当たり、地方農政局長等から調査、照会等をする場合がありますので、その際は御協力をお願いします。

## 15 問い合わせ先及び提案書等の提出先

問い合わせについては、以下の担当者までお願いします。

提案書等の提出先は、原則として以下の住所、担当者あてとなります。

### 【応募者の主たる事務所が北海道の場合】

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

Tel : 03-3502-8111 (内線5448)

Fax : 03-3595-6340

### 【応募者の主たる事務所が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村計画部農村振興課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

Tel : 022-263-1111 (内線4444、4185)

Fax : 022-715-8217

### 【応募者の主たる事務所が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省関東農政局農村計画部農村振興課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

Tel : 048-600-0600 (内線3405、3414)

Fax : 048-740-0082

### 【応募者の主たる事務所が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省北陸農政局農村計画部農村振興課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

Tel : 076-263-2161

(内線3412、3423、3419)

Fax : 076-263-0256

### 【応募者の主たる事務所が岐阜県、愛知県、三重県の場合】

農林水産省東海農政局農村計画部農村振興課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

Tel : 052-201-7271 (内線2521、2519)

Fax : 052-220-1681

### 【応募者の主たる事務所が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】

農林水産省近畿農政局農村計画部農村振興課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

Tel : 075-451-9161 (内線2417、2421)

Fax : 075-451-3965



【応募者の主たる事務所が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合】

農林水産省中国四国農政局農村計画部農村振興課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1

TEL : 086-224-4511 (内線2513、2526)

Fax : 086-227-6659

【応募者の主たる事務所が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合】

農林水産省九州農政局農村計画部農村振興課

〒860-8527 熊本県熊本市春日2-10-1

TEL : 096-211-9111 (内線4615、4628)

Fax : 096-211-9812

【応募者の主たる事務所が沖縄県の場合】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課

〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

TEL : 098-866-0031 (内線83290、83293)

Fax : 098-860-1179

別紙 1

施設名	事業内容
(1) 都市農業条件整備	持続的な営農展開等に必要な簡易な基盤整備、簡易な施設整備、市民農園等の整備
① 簡易な基盤整備	
ア 農地の整備	区画整理、耕土補給、深耕、心土破碎等、土壌改良材投入等
イ 農用地の保全	農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁等の施設の新設又は改修
ウ 耕作道整備	耕作道、簡易な橋の新設又は改修
エ 用水施設整備	用水路の新設又は改修、井戸整備、貯水施設整備、かん水施設整備
オ 排水施設整備	排水路の新設又は改修、暗渠排水整備、承水路整備、浸透枘等設置
カ 営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主とする営農飲雑用水施設
② 簡易な施設整備	
ア 農機具等保管施設	施設において使用する農機具等の保管を目的とした施設
イ 6次産業化関連推進施設	加工施設等の6次産業化の推進を目的とした施設（直売所を除く。）
ウ 農薬飛散防止施設	農薬飛散の遮断を目的とした施設
③ 防災設備整備	防災兼用井戸、水路の施設整備
④ 市民農園等整備	① 市民農園の用に供する農地の整備及び市民農園整備促進法第2条第2項第2号に定める農地に附帯して設置される施設のうち、農機具収納施設、給排水施設、園路、植栽、ごみ置場、休憩施設、便所、手

<p>⑤ 水辺環境整備</p> <p>(2) 特認事業</p>	<p>洗場、駐車場、照明施設等</p> <p>② 附帯施設のほか、市民農園と連携し農園で収穫した農作物等の調理・加工など農園利用者と地域住民との交流の場となる交流加工体験施設の整備。なお、本施設整備に当たっては、農園利用者の過半数が見込める場合に限る。</p> <p>既存の農業水利施設等を活用した親水護岸、せせらぎ水路等</p> <p>(1) 以外で、都市部での農業振興に必要な施設等で必要不可欠であると地方農政局長等が認めるものに限る。</p>
---------------------------------	--

## 別紙 2

## 目標及び指標の例

施 設	目 標	指 標	単 位
都市農業振興整備対策			
1) 農地の整備	遊休農地の活用による農地の保全	農地の保全面積	m <sup>2</sup>
2) 農用地の保全	農地の土砂流出防止による近隣住民の生活安定	近隣住宅等の受益戸数	戸
3) 用水施設整備	農産物の収穫量の増加及び品質の向上	受益農地の面積	m <sup>2</sup>
4) 6次産業化関連推進施設	地場農産物の加工による地域活性化	施設の利用者数	人
5) 市民農園等整備	市民農園の整備	市民農園の区画数	区画